

# 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

## （開催要領）

- 1 日時 令和6年5月9日（木）16:07～16:52
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

### <WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事

### <関係省庁>

桃井 竜介	厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室 室長
石橋 晶	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 課長
中安 史明	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室 室長
藤谷 聡	出入国在留管理庁政策課政策調整室長
吉田 直樹	出入国在留管理庁在留管理課 法務専門官
和田 壮人	出入国在留管理庁在留管理課 法務専門官

### <自治体等>

工藤 淳一	宮城県経済商工観光部産業人材対策課 課長
日野 貴広	宮城県国際政策課 総括課長補佐
後藤 正樹	宮城県企画部総合政策課 参事兼課長
三浦 恵美	宮城県地域振興課 課長

### <事務局>

河村 直樹	内閣府地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局 審議官
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局 参事官
菅原 晋也	内閣府地方創生推進事務局 参事官

## （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 職業能力開発校を修了した外国人材の在留資格の取得
  - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「職業能力開発校を修了した外国人材の在留資格の取得」で、宮城県、厚生労働省、文部科学省、出入国在留管理庁に、オンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、宮城県、厚生労働省、文部科学省、出入国在留管理庁から御提出いただいております、公開予定です。

本日の議事につきましても、公開予定でございます。

進め方でございますけれども、資料について、最初に、宮城県から5分程度、次に、厚生労働省から2分程度、文部科学省から2分程度、最後に、出入国在留管理庁から2分程度で御説明いただき、その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「職業能力開発校を修了した外国人材の在留資格の取得」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、関係者の皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。

早速、宮城県から、御説明をお願いいたします。

○宮城県 早速、説明させていただきます。

まず、2ページを御覧ください。本県では、第2次産業分野、とりわけ、自動車関連産業、高度電子機械産業等の集積が進む中、立地企業や地元中小企業が必要とする人材の供給・確保が大きな課題となっております。さらには、本県では、今後、大型半導体受託生産企業の立地が予定されており、更なる人材不足が懸念されるところであります。また、人口減少、少子化に伴い、学生数が減少していることもある上、本県では、県内高校生の製造業への就職割合が全国平均を下回る状況であり、また、県内大学生は1割弱の就職割合と低い状況にあります。このような状況の中、資料中央右の棒グラフにあるとおり、県内の在留外国人は増加傾向であり、外国人を労働の担い手として期待せざるを得ない状況でもあることから、現在、大崎市において日本語学校の開校を予定しており、一定程度の労働の担い手として本県に定着してもらう必要があると考えています。以上を踏まえ、本県といたしましては、「在留外国人の県内定着により担い手不足が解消された、活力と多様性のある地域」を目標といたしまして、職業能力開発校における外国人材の受入れ及び適切な在留資格の取得などを提案しております。

次の3ページを御覧ください。提案ナンバー1、職業能力開発校における外国人材の受入れ及び適切な在留資格の取得についてであります。職業能力開発校は、職業能力開発促進法第15条の7に基づき、普通職業訓練を行う施設であり、同法第16条に基づき、都道府県が必ず設けなければならない施設であります。中央の<現状>を御覧ください。職業能力開発校においては、同法第92条により、その業務の遂行に支障のない範囲で外国人に対し職業訓練を実施することは妨げられてはいないものの、在留資格が「研修」であること

から、就労できる在留資格への変更ができず、訓練修了後は国内就労ができないため、帰国せざるを得ない状況になります。なお、その下の緑色の部分に記載のとおり、大学、高等専門学校、専修学校などは、在留資格が「留学」であることから、就労できる在留資格への変更、例えば、「技術・人文知識・国際業務」への変更が可能であり、修了後は国内就労が可能です。今回の提案は、＜現状＞の右に記載のとおり、職業能力開発校における職業訓練を修了して、一定の専門性や技能を習得し、県内企業への就職に結びつく場合は、在留資格「研修」から、就労に必要な在留資格、例えば、「特定技能（又は技能実習）」の取得を特例的に可能とするようお願いするものでございます。本提案が実現した場合、右下にあるとおり、職業能力開発校での職業訓練によって習得した技術・知識を生かして、県内に就職することにより、特に人手不足に悩む地域の中小企業並びに自動車産業及び高度電子機械産業等を始めとする製造業における就職支援につながるのではないかと考えております。

次の4ページを御覧ください。推進体制については、このとおりでございます。

さらに、次の5ページを御覧ください。これまで説明いたしました職業能力開発等に関する提案は、関係省庁が複数にまたがることなどにより、迅速な措置が難しいものと考えております。繰り返しになりますが、本県では、大型半導体受託生産企業の立地が予定され、今後、更なる人材不足が懸念されているところであります。また、今後は、同企業の本県進出を契機に、半導体関連産業の集積促進と台湾を始めとする高度外国人材の流入増加が大いに見込まれます。今後の外国人労働者の増加により、在留資格認定証明書の交付に要する日数の増加など、入管審査の長期化が懸念されるところでございます。このことから、まずは、県内の半導体関連企業に従事する外国人の在留資格に係る審査について、本県が雇用先企業の経営状況等を確認することを前提といたしまして、審査の迅速化及び期間の明確化を実現するよう、併せて提案いたします。

なお、次の6ページと7ページは、もう一つの提案事項でありますデジタル身分証アプリを活用した外国人材の生活環境整備についての内容でありますので、参考に御覧いただければと思っております。

以上が、本県からの説明となります。よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省から、御説明をお願いいたします。

○桃井訓練企画室長 厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室長の桃井と申します。

本日は、公共職業能力開発施設の現状と能力開発校の官民の競合の観点から、御説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、資料の2ページとなりますが、公共職業能力開発施設は、職業能力開発促進法に基づいて国や都道府県などが設置しているもので、複数の種類がございます。今回の宮城県の御提案に関する施設は、この表の一番上にあります職業能力開発校で、全国で145施設がございます。宮城県では5校の設置・運営をしていると承知しております。国は、主に

ものづくり分野の高度な訓練を実施しており、都道府県では、地域の実情に応じた多様な訓練を実施していただいております。職業訓練は、対象者別に、学卒者訓練、離職者訓練、在職者訓練の道があり、施設によって異なりますが、宮城県では、学卒者訓練が一番多いと承知しております。

続きまして、3ページ目が、職業能力開発促進法の関連の条文となります。先ほども説明がありましたが、第16条で、都道府県は職業能力開発校を設置すると規定されているところでございます。

次の4ページ目が、都道府県宛てに発出した公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等についての通知の概要となります。まず、職業訓練の実施に当たりましては、官民の役割分担に十分配慮して、民間の教育訓練機関との競合を避けることが重要であり、公共職業能力開発施設における職業訓練と学校教育との重複・連携等に十分配慮して行われ、官と民が相まって人材の育成を図っていくことが必要であります。こうした中、都道府県に対しましても、専修学校等関係者も含めた協議の場等を設けて、相互理解と調整を図るといった、地域の実情を踏まえた十分な御配慮をいただくようお願いしているところでございます。したがって、本提案の検討に当たりましては、民業圧迫とならないように、官民の役割分担に十分留意をする必要があると考えております。最後になりますが、訓練修了後の在留資格が異なっていたとしても、職業訓練の内容に官民の競合がある場合は、外国人材の募集において競合するおそれがあるということを考えているところでございます。

厚生労働省からの説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省から、御説明をお願いします。

○石橋生涯学習推進課長 文部科学省でございます。

1ページを御覧いただければと思います。今回、厚生労働省からお話がありました民業のところになります専修学校の状況を御説明させていただきます。専修学校からは、公共職業能力開発施設との役割分担の明確化ということが、ここ数年来、ずっと関係団体から要望されておりました、改善されているところはあるのですが、専修学校で実施する教育内容と同じ訓練が各地で実施されていることから、適正に運用されるよう、厚生労働省は各都道府県に強く指導することと、繰り返し御要望いただいている状況でございます。先ほど宮城県からは半導体関連産業の話がございましたけれども、提案の中にありました自動車整備に関するところで申し上げますと、宮城県内には2校の専門学校がございまして、こちらでは高い割合で留学生が在籍している状況でございます。

次のページを御覧いただければと思います。2ページ目は、専門学校における留学生の受入れに関して、都道府県がどのような連携をされているかという事例を書かせていただいております。例えば、留学生の受入れに特化した学科を設置している例、協賛企業の協力を得て奨学金を給付している例などがございます。

その後は、参考資料を付けさせていただいております。

文部科学省の説明は、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、出入国在留管理庁から、御説明をお願いいたします。

○藤谷政策調整室長 ありがとうございます。出入国在留管理庁政策調整室長の藤谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料2ページを御覧いただければと思います。令和3年12月21日に閣議決定されました「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえまして、職業能力開発校において普通職業訓練を受けようとする外国人が、一定の要件を満たす場合に、在留資格「研修」が付与され得ることを明示する事務連絡を発出しているところでございます。

この在留資格「研修」が付与され得る場合でございますけれども、次の3ページに、省令の規定を書かせていただいております。外国人が本邦の公私の機関に受け入れられて行う技能等の習得を行う活動、これが「研修」になるのですが、具体的に省令で定めている規定によれば、実務作業を伴わない非実務のみの研修、国もしくは地方公共団体が実施する研修、または、独立行政法人等の資金により運営される事業として行われる研修等で、本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等を習得する活動が該当するという事になっております。省令にも規定しているのですが、「研修」の在留資格を設けて外国人を受け入れる趣旨としては、研修生は、研修終了後、直ちに帰国し、研修により習得した技能等をそれぞれの国において生かしまして、母国の経済発展に貢献することが期待されているということから、現在、研修期間後に引き続き我が国の企業等で就労することは認められていないということでございます。そういった規定を考えますと、先ほど宮城県から御提案のありました、職業能力開発校に在留資格「研修」で受け入れた外国人については、在留資格「特定技能」や「技能実習」の取得を特例的に可能とすることにつきましては、在留資格「研修」の趣旨等を踏まえますと、慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

安念委員、お願いします。

○安念委員 中央大学の安念と申します。

宮城県に、二、三伺いたいことがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、これは半導体だけの話ではないと思いますけれども、取りあえずPSMCの宮城県進出を契機としてこの話が盛り上がってきたということであるとして、宮城県が設置しておられる5校の職能校には、半導体周りのコースといたしまししょうか、その種のものがございますでしょうか。半導体の完成品である必要はありませんけれども、半導体の素材や製造

装置、そうした関連の事柄を教えることができるのか、訓練を受けることができるファシリティがあるのかどうか、伺いたいと思います。

その次に、何度も申し上げるように、PSMCに限った話ではないことは重々承知の上で伺うのですが、PSMCが宮城県に進出するに当たって、果たして地元の人材をどれだけ期待しておられるのだろうかという気はいたします。熊本県のTSMCの場合は、近くにソニーセミコンダクタソリューションズの大きな工場がございまして、元々半導体産業の下地があるところですが、したがって、そこでの人材が必ずいるわけで、そうしたところとの連携といいたいまいしょうか、活用は、TSMCもお考えだったと思うのですが、しかし、長期的には地元の人材に期待するということはあると思うのですが、当面、足元のことを考えれば、その受皿となるような半導体産業が、熊本県のような意味で、別に元々あるわけではないと、失礼ながら拝察いたします。そうすると、PSMCとしては、取りあえず台湾の職人を連れてきて工場を開くほうが早いのではないかと思いますので、どれだけ地元の人材に期待する向きがあるのかということについて、何か御感触がございましたら、伺いたいと思います。

三つ目です。言ってしまうと身も蓋もないのですが、日本で半導体に関する研修を受けて日本で就職すればいいのですが、果たして日本で訓練を受けるニーズがどれだけあるかということです。日本は、御承知のように、現在では半導体の先進国でも何でもありません。韓国や台湾のほうがはるかに進んでおりますし、訓練のファシリティもあると聞いております。それならば、就職は日本ですといたしましても、訓練は先進国で受けたほうがいいと考える人が多いのではないかなと、邪推であれば幸いなのですが、私は考えているのです。この点について、宮城県としては、どのような見通しをお持ちでしょうか。

以上でございます。

○中川座長 宮城県、お願いいたします。

○宮城県 1点目、職業能力開発校において半導体関係の訓練をやっているかどうかというお話だったかと思うのですが、半導体関係の訓練は、半導体はかなり高度なものでございますので、直接的に高等技術専門校で訓練をしているということにはございませんが、例えば、半導体を作る装置、作る機械といったものに対する就職は実際にあるので、いわゆる関連事業に対する人材教育は今までもやっております。そういった意味で、直接的にPSMCとかに供給するというよりは、周りに集まってくるほうを中心として、学校の優先度はスタートをしていくのかなと考えております。

二つ目、まずは外から連れてくるほうが早いのではないかというお話もありましたので、そういうことを踏まえまして、今回、5ページに、新たな提案、加えての提案として、外からの人材に早く宮城県なり日本で働いていただくために、この審査期間の迅速化・明確化を改めて提案させていただいたところでございます。

三つ目、半導体のニーズということなのですが、相手先のPSMCと、これからのプランを、今日はこの席にはいないのですが、半導体推進室というものを新たに設けまして、今、そ

ちらで議論しているところですので、そちらと、役割分担とか、まずはその辺の話をしてから、そういった面も含めて考えていくことになろうかと思えます。

以上です。

○安念委員 御説明いただいて、ありがとうございました。

お気を悪くなさったかもしれないが、私はもちろん難癖を付けようと思って伺ったわけでは全然なくて、むしろそういうことだったのかと頭がはっきりといたしました。こんなことは私が申し上げるまでもないけれども、半導体は非常に長くて複雑なサプライチェーンを持っておりますので、どの一つが欠けても完成品としての半導体を作ることはできないということは、逆に言えば、完成品にだけこだわるような必要もないというか、むしろそんなことはやってはいけないので、宮城県としては、その長いサプライチェーンの中でもどこかに注力するとか、そういう姿勢があって当然よろしいわけですので、そういう考え方で進めるということであれば、私は大変先行きの楽しみな話だと思って拝聴いたしました。

○宮城県 ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

私から、御質問させていただければと思います。

厚生労働省にお伺いできればと思うのですが、基本的には、今、職業能力開発校は国内の労働者を対象にしたものだということは承知しているのですが、外国人も一応職業訓練を行うことが想定された制度になっていると思うのです。この場合、文部科学省からお話があった民間との競合といった問題を脇に置いた場合には、外国人であっても、国内で就労するのであれば、職能校の定員が日本人で充足されないような場合、欠員が生じるような場合は、日本人の訓練に支障がない範囲で受け入れること自体は、大きな問題ではないようにも思うのですが、それについては、いかがでしょうか。

○桃井訓練企画室長 中川座長、御質問をありがとうございます。

各都道府県の職業能力開発校での受入れでございますが、今も「研修」という在留資格での受入れは可能となっております。これはもちろん国際貢献を主眼としておりますので、訓練をしていただいて、また自分の国に帰っていただいてその技術を生かしていただくという立て付けになっているところでございます。本来の訓練に支障がない範囲で、今も、研修という形で受け入れていただくことは、制度的には可能となっているところでございます。

○中川座長 分かりました。

次に、文部科学省にお聞きするのですが、おそらく民間との競合という部分は非常に大きな課題なのだと思うのですが、それを脇に置いた場合に、安念委員と宮城県のやりとりでまだ明らかにはなっていないのですが、例えば、半導体そのものではなくて、半導体周りの人材が急に増えて、それについての人材を地元でも中長期的に確保しなければ

ならない、非常に職業訓練に関するニーズが高いという状況で、今の「研修」という制度ではおそらく追いつかないと思うのですけれども、そのようなことについて職能校を使うということ自体は、何か問題が生じるのでしょうか。今の制度では認められていないということは置いておいて、実質上、民間との競合以外の問題が生じるのでしょうかということです。

○石橋生涯学習推進課長 ありがとうございます。

文部科学省では、まず、その専門学校がどういう分野を提供できているかというところが前提になると思っております。厚生労働省の資料4ページに出していただいている通知の中にも専修学校関係者を含めた協議の場を設けて調整してほしいということをお願いしておりますので、この形で各御地元において御理解が得られている場合は、特に問題はないとは考えております。

○中川座長 分かりました。

厚生労働省、そういう急激に生じたあるスキルの人材不足を補完するために、外国人に、「研修」以外の、要するに、地元で働いていただく訓練をするということについて、職能校制度自体に何か問題が生じるということはあるのでしょうか。

○桃井訓練企画室長 基本的には、日本人に対する職業訓練を提供していただくことが本来の趣旨になっているかと思っておりますので、まずは日本人の訓練生を集めていただきたいところかと思っております。

○中川座長 ごめんなさい。だから、欠員が生じてるような場合ということで、お伺いしているのです。

○桃井訓練企画室長 欠員があつて、ごく一部、外国人をとということであれば、民間競合の問題と在留資格の二つの観点が大きなのところかと思っております。元々の能力開発校の趣旨としては、日本国内のほうを優先する制度であることは御理解いただきたいと思っております。

○中川座長 分かりました。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

まず、説明もありましたが、宮城県にもう一度確認です。先ほどの文部科学省の説明にもあったように、今、いくつか専修学校がある中で、現在または近い将来において、人材供給をする、そういうニーズに応じていけないから、今回の提案をしているというスタンスでよろしいでしょうか。

○宮城県 そうですね。文部科学省の言われるとおり、訓練科によっては、一部、職能校でも競合しているところもあります。とはいいいながらも、現時点で、ほかの県の職能校も同じですけれども、訓練科によっては専門学校・専修学校がやっていないような訓練科もあるわけです。多分、ガテン系というか、実業と言えればいいのか、現場でやるようなお仕

事は専修学校であまりやっていない分野かと思うのですけれども、そういう分野で、宮城県でも職能校は定員割れをしている状況も非常に多いので、そういうところをうまく活用しながら人材不足に対処していこうという考えでございます。

○菅原委員 分かりました。

一部のものに関しては専修学校で教えているものでは人材供給が十分できかねる部分があるため、要するに、職能校を少し活用させてほしい、かつ、今の地域の日本人の人材だけでは、近い将来に向けても、十分に人材確保ができないというニーズから来ていると受け止めたのですが、よろしいでしょうか。

○宮城県 そういうことです。競合するところはまた置いておいてという話になろうかと思うのですけれども、競合しない部分について、特に宮城県としては強調したいなど。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

どの地域も産業でも人手不足は非常に深刻な問題になっていて、それを解決するニーズを政府としてきちんと考えておくことは必要だと思うのです。要するに、地域だけで解決できていない問題として。専修学校との競合などの整理はきちんとするとしても、それでも人材確保がかなわないのであれば、何か政府として施策を提供していくというか、一緒に考えていく必要がある。今回の職能校を活用した工夫は、現制度が日本人のためのものということが大前提ではあるものの、欠員が出ている枠をもう少し広げるとか、期間を限定するなどについては、専修学校との競合の調整さえできれば、進めていいということによろしいのでしょうか。

○桃井訓練企画室長 もちろん、もう一つ、在留資格の問題はあるかと思えますけれども、実際に御提案いただいている宮城県も、文部科学省からも御説明ありましたけれども、専修学連、専修学校の全国団体から、実際に競合があるということで御意見を頂戴しているところでございます。また、専修学校につきましても、既に多くの外国人材を入れておりますので、分野が競合している場合は、外国人材の獲得ということでも、官民の競合ということで、民業圧迫になってしまうのではないかとということを危惧しているところでございます。

○菅原委員 人材不足や人材供給ニーズに追いついていけないという現場での問題を解決する方策を提示してさしあげない限り、本当に地域経済も逼迫してきますし、困ると思います。そういう観点から何か工夫をするという意味で、今回の御提案の中の範囲でできないのであれば、別途何らかの提案をしないと、地域の疲弊につながってってしまうのではないかと。厚生労働省として、今回の提案以外のもので何か対応をするというお考えですか。

○桃井訓練企画室長 厚生労働省としては、能力開発校以外にも様々な職業訓練は提供しているところでございます。毎年度、都道府県ごとに、地域の能力開発のニーズを踏まえて訓練コースを設定するために、協議会を開催して、訓練コースの見直しなども進めているところでございます。能力開発校だけではなく、まさに民間の専門学校も含めて、様々

な訓練の提供の機関はございますので、そういうところが連携して進めていく必要があると考えております。キャパシティーとしても、もちろん専修学校が全くやっていない分野ということであれば話は別かもしれませんが、バッティングする分野であれば、専修学校のほうが人材を輩出するキャパシティーも大きいですし、そちらの定員が充足しているところも少ないということで、宮城県の自動車関係の2校のデータも文部科学省からも提供されているところでございます。こういった民間のところも活用して、官民がバッティングしないような形で進められることが一番いいと考えているところでございます。

○菅原委員 分かりました。

一番の問題は、地域の課題をどう迅速に解決するかということなので、今後も知恵を出していただきたいということと、提案にありました在留資格審査の迅速化は前向きに対応いただけるものと思います。

ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

出入国在留管理庁に、今の菅原委員の御質問の最後のほうですけれども、宮城県の御提案の②で、職能校に関わらない部分につきましては、御対応いただけるものだと思います。

○藤谷政策調整室長 御質問をありがとうございます。出入国在留管理庁でございます。

まず、今菅原委員からお話のありました宮城県の提案の根底にあるものが、入り口で職業能力開発校という話があり、そちら方面の在留資格との関係で御説明していますけれども、直接の人手不足に対応する外国人材の受入れということであれば、まさに特定技能という制度がございまして、これは令和元年からやっているものでございます。元々人手不足の分野で、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人手不足が解消できない分野について、外国人を受け入れるという制度でございまして、元々製造業も含めて12分野がございまして、3月29日の閣議決定で、それが16に増えたところでございます。単純に人手不足の対応として外国人材の受入れということをお考えであれば、特定技能制度の活用が、一番素直な入り口というか、無理のない話かなとは思っております。

半導体分野の外国人材の手続の迅速化の話につきましては、先ほど委員から熊本県の事例等がございましたけれども、熊本県からはまさにそういう提案をいただいています、現に福岡でも実施しているのですけれども、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業というものがございまして、考えられる在留資格としては「技術・人文知識・国際業務」という在留資格があるのですけれども、この特区指定を受けられた地域において「技術・人文知識・国際業務」の受入れに当たって行う在留資格認定証明書の手続の迅速化を行うものでございますので、その枠組みに乗れば、元々の提案とは少し違うかもしれませんが、最後の、半導体人材、特に在留資格「技術・人文知識・国際業務」という話であれば、こういった特区の枠組みもあるとは考えております。

以上でございます。

○中川座長 どうもありがとうございます。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、2点、御提案いただいていますけれども、先ほど出入国在留管理庁におっしゃっていただきましたように、まずは、熊本県で提案していただいているものでワーキングでも既に議論しているものですが、在留資格審査の迅速化につきましては、既存の制度を活用するものでもありますので、自治体の要望を踏まえて迅速に対応いただければと思います。

職能校の開発の部分は、やや整理をするところがまだあるかなという感じがしております。まず、宮城県の御主張は分かるのですが、どのような分野でどのような人材が足りないのかということにつきましてもう少し整理いただいて、それをお示しいただいたほうが、議論は前向きに進んでいくのかなと思っております。今回、文部科学省から、地元で調整していただくことがまずは必要なのだというお話をいただいております。それ自身は前向きなお話だと、私は受け止めております。地域で特定の人材が非常に足りなくなる場合があって、外国人材を受け入れざるを得ない場合があることは、菅原委員の御指摘のとおりであって、地域で解決しないといけない場面が出てくると思います。それについてその地域で調整を付けるということは非常に重要なことだと思いますので、そういった部分につきまして宮城県で少し見通しをお示しいただけたら大変ありがたいと思っています。厚生労働省におかれましても、制度の今の立て付けは理解しているつもりでございますけれども、菅原委員の御指摘のとおり、日本としてあるいはその地域として調整がついたものについては、解決しないといけない問題でございますので、少し地元と協力して情報をいただきながら、御検討を進めていただきたいと思います。

何か御発言求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「職業能力開発校を修了した外国人材の在留資格の取得」に関します国家戦略特区ワーキンググループを終了したいと思います。

関係者の皆、ありがとうございました。